

飯塚事件第一次再審請求特別抗告審決定

(最決令和三年四月二一日刑集七五卷四号三八九頁)

大場 史朗

【事案の概要】

原確定判決(福岡地判平成二一年九月二九日判時一六九七号一二四頁)の認定によれば、被告人は平成四年二月二〇日午前八時三〇分ころから午前八時五〇分ころまでの間、福岡県飯塚市の路上において、甲野小学校に登校中のU子(当時七歳)およびN子(当時七歳)を認め、自己の運転する普通乗用自動車に乗車させて未成年者である同女らを略取または誘拐して殺害し、同日午前一一時ころ、福岡県甘木市から国道三二二号線を嘉穂町方向に約一・四キロメートル進行した地点(通称八丁峠第五カーブ付近)において、その南方山中にU子およびN子の死体を投げ捨てて遺棄したとされた。

本件において自白等の直接証拠はなかった。確定有罪判決は、「情況証拠によって証明することのできる個々の状況事実はそのどれもが被告人を犯人と断定することはできない」と認めつつ、以下の①～⑦の情況事実を総合評価することによって、「被告人が犯人であることについては、合理的な疑いを超えて認定することができる」とし、死刑判決

を下した^①。

- ① 二月二〇日（犯行日）午前一一時ころに、犯人のものとみられる車をみたというT証言に一致する車を被告人が所有していたこと。
- ② 被告人には失踪現場等について土地勘があること。
- ③ 被害児童の着衣から犯行機会に付着したと認められる繊維片は、被告人所有の車の繊維片である可能性が高いこと。
- ④ 被告人の車から、被害女児の一人と同じO型の血痕とヒトの尿痕（血液型不明）が検出されていること。
- ⑤ 仮に犯人が一人であるとした場合には、犯人のものとみられる血液型（B型）およびMCT一八型（二六一二六型）が被告人と一致すること。
- ⑥ 被告人が、本件当時の糖尿病に由来する亀頭包皮炎に罹患しており、外部からの刺激により容易に出血する状態にあったこと。
- ⑦ 被告人にはアリバイがないこと。

被告人（以下「事件本人」という）は死刑が確定したのち、再審請求を予定していたが、再審請求前に死刑が執行された。その後、遺族を再審請求人として再審請求がなされた。新証拠とされたのは、血液型・DNA型に関する新証拠（H鑑定書等）およびT証言に関する新証拠である^②。

再審請求審（福岡地決平成二六年三月三一日判時二三九六号九六頁、以下「原々決定」という）では、「H鑑定書等によってMCT一八型鑑定の証明力については、より慎重な評価をすべき状況に至っているが、だからといって、それだけで直ちに、確定判決における有罪認定について合理的な疑いが生じることとはできない」とし、そのう

えて、①MCT一一八型鑑定以外の情況証拠（旧証拠）のみの総合評価と、②そこに新証拠によって証明力を減殺されたMCT一一八型鑑定を加えて新旧証拠の総合評価を行ったのち、①のみでも「事件本人が犯人であることについて合理的な疑いを超えた高度の立証がなされていること」に変わりはない」とした。

そのうえで、②の総合評価においても「MCT一一八型において犯人の型と事件本人の型が一致しないことが明らかになったものではなく、両者が一致する可能性も十分にあるのであるから、MCT一一八型の点以外の情況事実これを併せ考慮した場合であっても、事件本人が犯人であることについて合理的な疑いを超えた高度の立証がなされているといえる」として新証拠の明白性を否定し、再審請求を棄却した。³⁾

即時抗告審（福岡高決平成三〇年二月六日判時二三九六号七八頁、以下「原決定」という）も「弁護人が提出した証拠の明白性を否定し…本件再審請求を棄却した原決定の判断に、論理則、経験則等に照らして不合理な点はなく、当裁判所も正当なものとして是認することができる」とした（弁護人が特別抗告）。

【決定要旨】

特別抗告審（最決令和三年四月二一日刑集七五卷四号三八九頁、以下「本決定」という）は「本件抗告の趣意は、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない。（原文改行）なお、所論に鑑み記録を調査しても、職権で原決定を取り消すべき事由があるとは認められない」として、次のように「付言」した。

「所論について検討すると、MCT一八型鑑定の証明力減殺は、同鑑定の手法が改善されたことによるものであるのに対し、HLADQ α 型鑑定並びにミトコンドリアDNA型鑑定及びHLADQB型鑑定の証明力は、確定判決が説示するとおり、鑑定資料のDNA量や状態の不良、更にはこれらの鑑定自体の特性等に基づいて評価されるべきものであつて、MCT一八型鑑定の証明力減殺が、HLADQ α 型鑑定並びにミトコンドリアDNA型鑑定及びHLADQB型鑑定の証明力に関する評価を左右する関係にあるとはいえないから、それらの再評価を要することになるものではない。以上によれば、原々決定がこれらの鑑定の証明力を再評価しなかつたことに誤りはない旨判示した原決定の判断は正当である。」

「所論は…科警研の血液型鑑定及びMCT一八型鑑定の手法は科学的に誤つており信用することができないなどというが、科警研の各鑑定に関する…原々決定の信用性評価を是認した原決定の判断に誤りがあるとはいえない。」

「…新証拠によつてTの目撃供述の信用性が否定されたとはいえず、犯人と事件本人のMCT一八型鑑定が一致したことを除いたその余の情勢事実を総合した場合であつても、事件本人が犯人であることについて合理的な疑いを超えた高度の立証がされており、新証拠はいずれも確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるものではないという原々決定の判断を是認した原決定の判断は、正当である。」

【評釈】

1. 問題の所在

飯塚事件と称される本事件の再審請求は、通常の再審請求とはいくつもの、そして重大な特徴が認められる。すなわち、①本事件は死刑判決が下された事件で、かつ、死刑執行後の再審請求であるということ、②再審が開始されすでに無罪判決が下された足利事件と同種のMCT一一八型鑑定が有罪証拠となっていること、③しかしながら、資料が全量消費されておりDNA型の再鑑定が不可能であることがそれである。

本決定は、本件特別抗告が「実質は単なる法令違反の主張であって、刑法法四三三条の抗告理由に当たらない」としたうえで、請求人側の主張につき「付言」している。その「付言」の中心的内容となったのは、新証拠によって証明力が減殺された科警研のMCT一一八型鑑定と、HLADQ α 型鑑定、ミトコンドリアDNA型鑑定およびHLADQB型鑑定という三つの鑑定（以下、三鑑定という）の証明力の再評価についてである。

もつとも、この三鑑定の評価については、再審請求審では明示的な判断はされていなかったものの、すでに確定判決で挙げられていたことから、本決定はその点を改めて「付言」したにすぎないともいえる。しかしながら、そうであるがゆえに、最高裁が確定判決で挙げられていた点をあえて「付言」したことの意味と、MCT一一八型鑑定と三鑑定との関連性が問題となる。そのことは間接証拠による事実認定や科学的証拠の問題性にも関わりるところである。以下では、本決定の明白性の判断方法についてみたのち、MCT一一八型鑑定と三鑑定との関連性につき検討を加えることにしたい。

2. 本決定における明白性の判断方法

(1) 新旧証拠の総合評価の方法

本決定は、MCT—一八型鑑定 of 証明力減殺が、三鑑定の「証明力に関する評価を左右する関係にあるとはいえない」ことをもって、「それらの再評価を要することになるものではない」とした。まず、本決定が旧証拠の「再評価」につき、どのような判断方法をとっているのかが問題となる。

周知のように、新証拠の評価に当たり旧証拠をどの範囲・程度まで再評価するかについては、①新証拠の立証命題と無関係な旧証拠を含めて新旧証拠を評価する全面的再評価説と、②新証拠とその立証命題と関係する旧証拠のみを総合評価する限定的再評価説の対立があるとされる⁷⁾。また、両者を対立するものと捉えるのではなく、異なる次元の問題と捉え、③まず新証拠とその立証命題と関係する旧証拠のみを限定的に再評価し、新証拠がいくらか旧証拠の証明力を減殺すれば新旧証拠を全面的に再評価する二段階説も近時有力に提唱されている⁸⁾。さらに、④明白性判断の手法は事実認定一般の手法（全面的再評価）であるとの認識のもと、総合評価の範囲は新証拠、その立証命題に関連する旧証拠および新証拠の旧証拠に対する波及効によるとの見解もある⁹⁾。

旧形訴訟法の再審事由をほぼ全面的に承継した現行形訴訟法のそれ（特に同四三五条六号）は、一度も改正されることなく、判例法によって柔軟に運用されてきた。

すなわち、ア「同法四三五条六号にいう『無罪を言い渡すべき明らか証拠』とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだけせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであるが、右の明らか証拠であるかどうかは…当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべき」（最決昭和五〇年五月二〇日刑集二九卷五号一七七頁・白鳥決定、最決昭和五一年一〇月一二日刑集三〇卷九号一六七三頁・財田川決定も参照）というのがそれであり、総合評価説を採ったと理解されている。

以降の最高裁判例でも、①「問題は…再審請求後に提出された新証拠と確定判決の言い渡された第二審で取り調べ

られたその余の全証拠とを総合的に評価した結果として、確定判決の有罪認定につき合理的な疑いを生じさせ得るか否かに帰着するということができる」(最決平成九年一月二八日刑集五一巻一頁一頁・名張事件)、㊦「刑訴法四三五条六号の再審事由の存否を判断するに際しては、〇作成の：書面等の新証拠とその立証命題に関連する他の全証拠とを総合的に評価し、新証拠が確定判決における事実認定について合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠：であるか否かを判断すべき」(最決平成一〇年一月二七日刑集五一巻七号三六三頁・マルヨ無線事件)という判示がなされてきた。

白鳥・財田川決定が示した「当の証拠と他の全証拠と総合的に評価」すべきとの判示と、以降の判例・裁判例にみられる「新証拠とその立証命題に関連する他の全証拠とを総合的に評価」すべきとの判示(前記判例㊧参照)との関係については、①両者を全面的再評価説に引きつけて理解する立場、②両者を限定的再評価説に引きつけて理解する立場、③前者の白鳥・財田川決定は全面的再評価説をとっているが、後者の判示は限定的再評価説に立っており整合しないと理解する立場などに分かれる¹⁰⁾。

本決定では、三鑑定の「再評価を要することになるものではない」という判示から明らかなように、従来、実務で有力であったいわゆる限定的再評価説に立ったような表現が用いられている。

(2) 新証拠の弾効対象

新証拠により確定判決の事実認定または証拠構造が動揺した場合に、①直ちに新証拠の明白性を肯定する立場と、②動揺したとしても確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生じさせるものでなければ明白性を否定するという立場がありうる¹¹⁾。後者の立場に対しては、再審請求審が新たな事実認定をするものではないかという批判も強い。

学説では①の立場も有力であるが、判例は、すでに見たように、②の立場をとっており、「新証拠が確定判決における事実認定について合理的な疑いをいだけせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠」か否かを問題としている（前記判例㉗～㉙参照）。

それゆえ、新証拠によって確定判決の有罪認定の根拠となった証拠の一部について証明力が大幅に減殺されても、総合評価によって「確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生ずる余地はない」場合には、新証拠の明白性が否定されて請求人に不利益な総合評価も許容される（前記判例④）。また、総合評価の際には、新証拠や確定判決が挙示した旧証拠のほか、確定判決が挙示していない確定審の審理中に提出されていた証拠や、再審請求以降において新たに得られた他の証拠も検討の対象とできるとされている（前記判例㉙参照）。さらに、確定判決の事実認定の一部につき事実誤認のあることが判明したとしても「罪となるべき事実の存在そのものに合理的な疑いを生じさせるに至らない限り、刑訴法四三五条六号の再審事由に該当するということとはできない」とされる（判例㉙参照）。

本決定も、新証拠によるMCT一一八型鑑定の証明力の減殺効を認めたくえで、「新証拠はいずれも確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるものではない」とした原々決定の判断を是認した原決定の判断を正当としていることから、従前の判例の流れに沿ったものと思われる。

もつとも、原々決定が、確定判決の有罪証拠からMCT一一八鑑定という重要な証拠を除いた上で、量的に少ない情況証拠によって殺人等の「合理的な疑いを超えた高度の立証」がされていることから、旧証拠の証明力を「かさ上げ」したという批判もありえよう。

（3）本決定の総合評価の方法

本決定は、明白性の判断の規範を明示しておらず、また、白鳥・財田川決定も援用していない。本決定は、明白性の判断につき、「新証拠はいずれも確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるものではないという原々決定の判断を是認した原決定の判断は、正当である」としているにすぎない。それゆえ、本決定の明白性の判断を、原々決定および原決定との関係でみてみよう。

まず、原々決定は明白性判断につき、「証拠の明白性については、当審に提出された新証拠と、その立証命題に関連する他の全証拠とを総合的に評価し、新証拠が確定判決における事実認定について合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠であるか否かを判断すべきもの」としている。そして、原々決定は、①新証拠の証明力と、その立証命題に関連する旧証拠の証明力を対応させたのちに、②新旧証拠を総合評価して、「確定判決における事実認定について合理的な疑いを抱かせ……証拠であるか否か」を検討するという二段階の過程を踏んでいる。弁護人が主張した二段階説に対応するものといえる。

第一段階において、原々決定は、新証拠によってMCT一八型鑑定^①の証明力についてのみ、「より慎重な評価をすべき状況に至っている」とし、新証拠による旧証拠の減殺効を認めた。ここで注意しなければならないのは、血液型・DNA型に関する新証拠の立証命題の一つが三鑑定の証明力減殺であったにも関わらず、この三鑑定の証明力減殺については、直接的な弾劾対象であったHLADQα型を含め、何ら明示的に判示されていないことである。また、次の総合評価に進む新証拠とその証明力が相当絞り込まれていることも重要であろう。

第二段階において、原々決定は、新旧証拠の総合評価に進むが、①最初にMCT一八型鑑定以外の情況証拠（旧証拠）のみを総合評価したのち、②そこに新証拠によって証明力を減殺されたMCT一八型鑑定を加えて新旧証拠の総合評価を行うという二段階の過程をとっている。そして、①の総合評価のみでも「事件本人が犯人であることに

ついて合理的な疑いを超えた高度の立証がなされていることに変わりはない」とされた結果、ここでもMCT一一八型鑑定と三鑑定を含むそれ以外の情況証拠との関連性が切断されることになった。⁽¹⁴⁾

他方、原決定は白鳥決定を援用しつつ、同決定の趣旨は「旧証拠を洗いざらい評価し直して自ら心証を形成し、確定判決の動搖の有無を審査することまで認めたものではなく、新証拠の持つ重要性和その立証命題に着目して、それが有機的に関連する確定判決の証拠判断及びその結果の事実認定にどのような影響を及ぼすかを審査すべきである」とし、明示的に「新証拠の立証命題と無関係に旧証拠を評価すべきであるとの見解は採用できない」とした。これは明らかにいわゆる限定的再評価説に立った判示といえる。

このように限定的再評価説をとった原決定に対しては、弁護人から、限定的再評価説の枠内においてもMCT一一八型鑑定と三鑑定は「有機的に関連する」はずであるという主張がなされたところ、それを受けて、本決定はMCT一一八型鑑定と三鑑定は「証明力に関する評価を左右する関係にあるとはいえない」とした。

したがって、原々決定および原決定の判断を是認した本決定も、いわゆる限定的再評価説に近い立場をとっている可能性がある。

(4) 本決定の「再評価」の実質と関連性の問題

本決定がいわゆる限定的再評価説の立場に立っているとすれば、三鑑定の証明力評価は確定判決の証拠評価のとり「評価されるべきもの」であり、MCT一一八型鑑定の証明力減殺によって三鑑定の「再評価」する（評価し直す）必要はないと、本決定の判示を読むことになる。

しかし、本決定の「評価されるべきもの」という判示や、本決定が最終的に「合理的な疑い」の有無を判断してい

ることから、本決定も全面的再評価説を否定していないという理解もある¹⁵⁾。この立場からは、本決定は旧証拠である三鑑定を評価し直した結果として「評価されるべきもの」と判示していると理解し、本決定の「再評価」という文言は、「請求人に利益な再評価」と読むことになる。また、この立場からは、従来、再審請求を認めた決定も、棄却した決定も、通常の事実認定の手法と同様に、新旧証拠を総合的に評価して、最終的には確定判決における事実認定について合理的な疑いをいだかせるかどうかを問題としている以上、全面的再評価説に立っていると理解されることになろう。

たしかに、いわゆる限定的再評価説が説くように、新証拠の立証命題に有機的に関連する旧証拠のみを再評価し、その余の旧証拠の評価については確定判決の証拠評価のまま、新旧証拠を総合評価して「合理的な疑い」の有無・程度を判断することは、おそらくは非常に困難であるように思われる¹⁶⁾。これは白鳥決定が「一般に、総合認定における各証拠は、相互に関連するものとして裁判官の心証形成に作用するものである」としていることから理解できよう¹⁷⁾。特に個々の鑑定の証明力が弱い本事案の場合、総合評価は不可欠であろう。

その意味では、本決定も全面的再評価説をとっている、少なくとも否定するものではないという理解にも理由がある。しかし、かりにそのような立場に立つても、本決定が新旧証拠を総合的に評価した上で、MCT一八型鑑定と三鑑定との関連性を否定しているという問題は残る。この問題は本決定がいわゆる限定的再評価説の立場に立っていると理解した場合でも生じる問題である。

したがって、本決定の評価軸は、新証拠と旧証拠との関連性が適正に認められているかであるとの見方もできよう。すでにみたように、本決定が是認した原々決定においては、二段階説的な判示がみられるが、①第一段階において血液型・DNA型に関する新証拠の立証命題の一つであった三鑑定の証明力減殺について何ら明示的に判示されておら

ず、②第二段階においても、特異な総合評価においてMCT一一八型鑑定と三鑑定との関連性は問題とされていない。新証拠と旧証拠との関連性の程度を限定することは、その分だけ確定有罪判決の証拠評価を引き継ぐことを意味するがゆえに、請求人に不利益な総合評価を許容することにならう。

それゆえ本決定については、名張事件の最高裁決定（前記判例④）に対する次のような指摘がそのまま妥当するよう思われる。すなわち、「本決定は、結局のところ、請求人に利益な方向では孤立評価説に等しい判断方法をとり、逆に不利益な方向では証拠構造の組み替えを認めることにより、請求人の側に二重の制約を課している」という指摘がそれである。本決定では従来、多くの再審棄却事例でも見られたように、新証拠と旧証拠との関連性の問題が顕在化している。²¹⁾

3. MCT一一八型鑑定と三鑑定との関連性

本決定が、MCT一一八型鑑定の証明力減殺は、三鑑定の「証明力に関する評価を左右する関係にあるとはいえない」とした理由は必ずしも明らかではないものの、MCT一一八型鑑定の証明力減殺は「同鑑定の手法が改善されたことによるもの」であるのに対し、三鑑定の証明力は「鑑定資料のDNA量や状態の不良、更にはこれらの鑑定自体の特性等に基づいて評価されるべきもの」と両者を対比的に判示していることに鑑みれば、MCT一一八型鑑定と三鑑定が別々の独立した鑑定であり、それゆえ、一方の証明力減殺は、他方には影響を及ぼさないと趣旨のように読める。

たしかに両者が別々の独立した科学的証拠であるとすれば、このような判示は一見すると、首肯できるようにもみ

える。しかし、MCT一一八型鑑定の証明力が不十分であった分だけ、同鑑定と三鑑定の関連性はきわめて密接なものであった。ここで改めてMCT一一八型鑑定と三鑑定との関連性を確認しておこう。⁽²⁾

まず、MCT一一八型および三鑑定は、いずれもN子・U子の死体およびその発見現場から発見された同一の血痕（混合痕）についてのものである（対象資料の同一性）。この血痕の中には、被害児童の血液型およびDNA型とは一致しない犯人のものと推認しうる血液型およびDNA型が含まれていた。

原確定判決は、科警研の鑑定結果を踏まえつつ、血液型およびDNA型等のデータを総合評価して「犯人が一人であるならその犯人の血液型はB型で、MCT一一八型は一六―二六型であるという事実までは認定できる」と判断した（次頁の表参照）。

しかしながら、他方で、本決定でも触れられているように、同じ被害者らの血痕に関して、事件本人が犯人であるとすれば説明のつかない事実も存在した。

第一に、犯人との混合痕痕であるとされたU子の腔内容物（資料（2））からは、事件本人の型とされた二六型が検出されなかった事実である。しかし、この点について、確定有罪判決は、「それは、もともと犯人のDNA量が少なかつた上に、分子量の大きい二六型が一六型よりも分解され、あるいはPCR増幅の効率が悪かつたために検出できなかつたと考えれば、合理的に説明することができる」とした。

科警研の鑑定								
	資料(1)	資料(2)	資料(3)	資料(4)	資料(5)	資料(6)	資料(7)	
サンプル	N子(A型)の死体付近の血痕様	U子(O型)の臍内容物	U子(O型)の臍周辺付着物	N子(A型)の臍内容物	N子(A型)の臍周辺付着物	U子の心臓血	N子の心臓血	事件本人の頭髮
血液型検査(抗体)	抗A抗体・抗B抗体	抗H・抗A・抗B	抗H・抗A・抗B	抗A・抗B	抗A・抗B	抗H(O型)	抗A(A型)	抗B(B型)
MCT 118型鑑定	16・18・25・26型	16・23・27型 N子の型不検出 事件本人の26型不検出	16・23・26・27型 N子の型不検出	16・18・25・26型	16・18・25・26型	23・27型	18・25型	16・26型
HLA DQ α 型鑑定	1.3-3型	1.1-3型 事件本人の1.3型不検出	1.1-3型 事件本人の1.3型不検出	1.3-3型	1.3-3型	1.1-3型	1.3-3型	1.3-3型
I 鑑定								
ミトコンドリアDNA型鑑定	資料全量消費 鑑定不可	U子のDNA 事件本人のDNA不検出	U子・N子のDNA 事件本人のDNA不検出 第三者のDNA検出	N子のDNA 事件本人のDNA不検出	N子のDNA 事件本人のDNA不検出	U子のDNA	N子のDNA	事件本人のDNA
HLA DQB型鑑定	同上	U子のDNA 事件本人のDNA不検出	U子・N子のDNA 事件本人のDNA不検出	N子のDNA 事件本人のDNA不検出	N子のDNA 事件本人のDNA不検出	U子のDNA	N子のDNA	事件本人のDNA
原確定有罪判決の判断								
血液型	A型・B型	O型・A型・B型	O型・A型・B型	A型・B型	A型・B型	O型	A型	B型
MCT 118型鑑定	18-25型(N子) 16-26型(犯人)	23-27型(U子) 16-26型(犯人)	23-27型(U子) 16-26型(犯人)	18-25型(N子) 16-26型(犯人)	18-25型(N子) 16-26型(犯人)	23-27型	18-25型	16-26型
血液混合の評価	N子と犯人	U子/N子/犯人	U子/N子/犯人	N子と犯人	N子と犯人			

第二に、犯人との混合搬痕であるとされたU子の臆内容物および臆周辺付着物（資料（2）・（3））から、事件本人が有する一・三型が検出されなかった事実である。しかし、この点について、確定有罪判決は「HLADQa型検査ではU子の型だけが検出され、犯人の型は検出されなかった可能性」、「犯人のDNAが壊れている可能性」、「一・二型と一・三型との検出感度の違いにより一・一型のU子のHLADQa型だけが検出された」可能性があるため、「それだけで直ちに被告人〔事件本人〕が犯人であることに合理的疑いが生じるものではない」とした。

第三に、①MCT一八型鑑定のちに行われたミトコンドリア鑑定（mt三三三DNA型検査）の結果、犯人との混合搬痕であるとされたU子の臆周辺付着物（資料（3））からは、事件本人と同じ型は検出されず、かつ、事件本人とは別のDNA型が検出され、②犯人との混合搬痕であるとされたN子およびU子の臆内容物および臆周辺付着物（資料（2））（5））からも事件本人由来のDNA（HLADQB遺伝子）の混合を示唆する所見が認められなかった事実である。しかし、この点について、確定有罪判決は、「科警研の鑑定後の」I鑑定の段階では既にこれらの資料には犯人のDNAが存在しなかった可能性、「検査過程における資料の汚染や、採取した物の製造過程で人のDNAが混入した可能性や資料採取時に採取者等のDNAが混入した可能性」、「ミトコンドリアDNA分析及び追加分析の結果が犯人のDNAを全く検出していない可能性」等により、「被告人〔事件本人〕が犯人であることと完全に矛盾するものであるとはいえない」とした。

このように、確定有罪判決は、事件本人が犯人であるとすれば説明のつかない事実につき、前記の諸般の可能性を援用して、事件本人が犯人であることは矛盾しないとする結論を導いた。

しかしながら、原々決定が認めるように、新証拠により、MCT一八型鑑定の証明力は、「犯人と事件本人のMCT一八型が一致したと認めることはできないが、他方で、これが一致しないと認めることもできないのであり、両

者の可能性があるということにとどまる」という程度に減殺された²³。特に本事件においては、血液型およびDNA型データの論理的・総合的な見方が問題となる以上、MCT一一八型鑑定の証明力の減殺によって、①被害者と犯人の混合搬痕には事件本人の血液はそもそも含まれていないのではないか、②犯人の血液型はAB型ではないかなどの合理的な疑問が提起され、さらには③犯人の血液型をAB型とする新証拠を再評価すべきではないか、④科警研の技官がMCT一一八型鑑定の際にきわめて特異な鑑定手法を用いているのはどうしてかなどの合理的疑問が前面に出てこざるをえないのは明らかであろう。そして、これらの合理的な疑問は、では他の間接事実の評価はどうかという旧証拠の全面的な洗い出しの必要性に向かう可能性がある。

本決定が、MCT一一八型鑑定の証明力減殺は三鑑定の「証明力に関する評価を左右する関係にあるとはいえない」としたことについては、証拠評価（とくに論理則）の面からも、科学性という面からも大きな疑問が残る。

もともと、本決定はこのような本事実の脆弱性を自覚的に捉え、あえて原々決定が明示的に触れていないMCT一一八型鑑定と三鑑定との関連性につき「付言」したようににも読める。しかし、三鑑定において同一の対象血液から被害者のDNAはしっかりと検出されているにもかかわらず、どうして事件本人のDNAのみ不検出なのか、どうして三鑑定の証明力は「鑑定資料のDNA量や状態の不良、更にはこれらの鑑定自体の特性等に基づいて評価されるべきもの」なのかという本質的な問題については何ら触れていないのである。

新証拠により事件本人ではないMCT一一八型の可能性が提示され、さらに、それと密接に関連する三鑑定により事件本人ではない可能性が当初より提示されていたことから、やはり血液型およびDNA型データを総合して「疑わしきは被告人の利益に」の観点から全面的に評価し直すべきであった。

4. 「合理的な疑いを超えた高度の立証」の内実

すでにみたように、本決定は原々決定およびそれを是認した原決定を支持し、MCT一八型鑑定以外のその余の情況事実を総合した場合であっても、「事件本人が犯人であることについて合理的な疑いを超えた高度の立証がされて」いるとした。

周知のように、判例によれば、「刑事裁判における有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要であるところ、情況証拠によって事実認定をすべき場合であっても、直接証拠によって事実認定をする場合と比べて立証の程度に差があるわけではないが（最高裁平成一九年：一〇月一六日第一小法廷決定・刑集六一卷七号六七七頁参照）、直接証拠がないのであるから、情況証拠によって認められる間接事実中に、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が含まれていることを要するものというべきである」（最判平成二二年四月二七日刑集六四卷三三三頁）とされる。²⁴

本決定の論理は、事件本人が犯人であることを前提とすれば、間接事実が矛盾無く説明できるということももって事件本人が犯人であることは揺るがないとするもののように思われるが、間接事実の事実認定においてはきわめて危険ではないだろうか。²⁵ もっとも、確定有罪判決の事実認定は、MCT一八型鑑定および三鑑定につき、そもそも事件本人が犯人であるとしたならば合理的に説明のつかない事実関係が問題となっていたものである。それに加え、再審請求においては、事件本人を犯人とした有罪証拠であるMCT一八型鑑定やT証言に関する疑義が問題となった事案である。

本件の科学的証拠から推認される間接事実は、殺人という主要事実に最も近いものであった。証明力が減殺された

科学的証拠なしに、事件本人が殺人を犯したことまで「合理的な疑いを超えた高度の立証がされて」いるのか疑問である。

5. 残された課題

すでにみたように、本決定の「付言」の中心な内容となったのは、原確定有罪判決の脆弱な点の一つであった三鑑定「証明力に関する評価」についてである。科警研の血液型鑑定およびMCT一八型鑑定の手法に対する疑義については「原々決定の信用性評価を是認した原決定の判断に誤りがあるとはいえない」とされ、弁護人らが即時抗告審においてもっとも中心的に主張したT証言の評価については「新証拠によってTの目撃供述の信用性が否定されたとはいえない」としてごく簡単にしか触れられていない。さらに、本件の即時抗告審において確定有罪判決に関与した裁判官が審理を担当した問題については全く触れられていない。死刑が執行された元被告人の再審請求に対する最高裁の応答としては、あまりにも淡泊な判示という評価もありえよう。²⁶このような多くの課題の解決は、第二次再審請求における審理でも問われることになるだろう。

- (1) 飯塚事件の確定判決と原々決定の問題性については、拙稿「飯塚事件と死刑再審」大阪経済法科大学法学論集七五号(二〇一六年)一九五頁以下参照。
- (2) 拙稿・前掲註(1)二五〇頁以下も参照。
- (3) 原々決定の評釈として、豊崎七絵「判批」新・判例解説 Watch 一七号(二〇一五年)一二二頁以下。

- (11) 福島・前掲註(7) 一八九頁以下参照。
- (12) たとえば、前掲註(10)・川崎英明『刑事再審と証拠構造論の展開』(二〇〇三年) など参照。
- (13) 拙稿・前掲註(1) 二五〇頁以下も参照。
- (14) 再審請求審が新証拠とその立証命題に関わる(と判断した)旧証拠のみを再評価し、新証拠の立証命題に関わらない(と判断した)旧証拠を含めて「確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせたか」を判断する方法をかりに限定的再評価というとするれば、原々決定は、①まず立証命題に関わらない(と判断した)旧証拠を総合評価し、②そのうえで、新証拠とその立証命題に関わる(と判断した)旧証拠を含めて「確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせたか」を判断しているといえ、その意味で、形を変えた限定的再評価を行っているといえる。
- (15) 関口・前掲註(6) 一二七頁参照。
- (16) たとえば、福島・前掲註(7) 一三九頁からも「再審請求審は…通常審とは別の裁判官によって構成されるのであるから、確定判決の裁判官の立場に立ったり、確定判決審の心証を引き継いだりできるとは思えない」という疑義が呈されている。
- (17) 白鳥決定はこの判示に続けて「証拠弾丸の証拠価値が原判決当時比べ大幅に減退したことを前提とするかぎり、単に証拠弾丸の証拠価値の低下という問題にとどまらず、証拠弾丸と相互に関連する他の証拠の信憑性に影響を及ぼすことのありうるのもとより、証拠弾丸の証拠価値の低下の反射的效果ないしこれと相互関係にあるものとして、証拠弾丸に関し第三者の作為ひいては不公正な捜査の介在に対する疑念が生じうることも否定しがたいといわなければならない(しかし、それはあくまでも疑念にとどまるものであつて、そ

- れ以上に出るものではない。」としている。飯塚事件の事例でも、このような波及効が問われなければならないだろう。
- (18) 中川・前掲註(6) 四一頁、関口・前掲註(6) 二二七頁。
- (19) 従来、限定的再評価説は一種の心証引継説とされてきた。調査官解説によっても「白鳥決定以降は、心証引継説を採る見解は見当たらない」とされている(中谷・前掲註(7) 一八頁)。かりにそうだとすれば、心証引継説を否定しながら、いわゆる限定的再評価説を採ることは矛盾しないのであろうか。
- (20) 多田辰也「判批」ジュリ臨時増刊一一三五号・平成九年度重判解(一九九八年) 一九四頁。鳥毛美範「再審における『明白性』判断と最高裁・名張決定(下)」法時七一巻六号(一九九九年) 五三頁以下も参照。
- (21) たとえば、村岡・前掲註(9) 一九頁は、再審開始決定と棄却決定との間には「最も基本的な新証拠による旧証拠の弾効効の有無の検討において、明らかな違いを指摘することができる」とする。
- (22) 拙稿・前掲註(1) 二四二頁以下も参照。
- (23) もっとも弁護人はMCT一一八型鑑定 of 鑑定手法は不当なものでありそもそも証拠として値しないものだと主張している。
- (24) 関口・前掲註(6) 二二八頁もこの点を指摘する。
- (25) 拙稿・前掲註(1) 二六九頁以下も参照。
- (26) かりに、再審請求においては、単に「確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠」か否かが重要であるにすぎず、新証拠と旧証拠との関連性をどの程度認めるかが、再審請求審の裁量であるとすれば、再審法の改正という立法的解決も検討しなければならないだろう。

